

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」に基づき、下記のとおり届出事項等を掲示します。

第1 厚生労働大臣が定める掲示事項

1 入院基本料に関する事項

(1) 当院の一般病棟(急性期一般入院基本料1算定)では、日勤、夜勤あわせて入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者(みなし含む)を配置しています。なお、各病棟における看護職員の配置は次のとおりです。

5階病棟では、一日に16人以上の看護職員が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・ 夕方16時30分から翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

6階病棟 7階病棟では、一日に23人以上の看護職員が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- ・ 夕方16時30分から翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

8階病棟では、一日に21人以上の看護職員が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・ 夕方16時30分から翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

- (2) ICU 病棟(特定集中治療室管理料5算定)では、日勤、夜勤あわせて入院患者2人に対して1人以上の看護職員を配置しています。

この病棟では、一日に6人以上の看護職員が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は2人以内です。
- ・ 夕方16時30分から翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は2人以内です。

- (3) SCU 病棟(脳卒中ケアユニット入院医療管理料算定)では、日勤、夜勤あわせて入院患者3人に対して1人以上の看護職員を配置しています。

この病棟では、一日に9人以上の看護職員が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は2人以内です。
- ・ 夕方16時30分から翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は2人以内です。

- (4) 当院の CCU 病棟(ハイケアユニット入院医療管理料算定)では、日勤、夜勤あわせて入院患者4人に対して1人以上の看護職員を配置しています。

この病棟では、一日に3人以上の看護職員が勤務しており、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- ・ 夕方16時30分から翌朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。

(各病棟の看護職員数及び時間帯毎の配置は、それぞれの病棟にも掲示しています。)

2 DPC対象病院について

当院は、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成24年厚生労働省告示第165号）別表第1から別表第3までの病院に掲げる病院（DPC対象病院）です。

3 地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

(1) 各種施設基準について

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届出を行ったものは、当院のウェブサイト「施設基準等届出一覧」を掲載しております。

(2) 入院時食事療養費について

●当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

●朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時に提供しています。

●食事は医療の一環として提供されるべきものとされており、患者さんの病状に応じた必要な栄養量を提供しています。

●保温・保冷配膳車を用いて、適温の食事を提供しています。

●病状等により特別食を必要とする患者さんには、医師の発行する食事せんに基づき適切な特別食を提供しています。

4 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者の皆様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分る明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行することと致しました。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付け下さい。

5 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量・使用回数に応じた実費の負担をお願いしております。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した

『サービス』や『物』についての費用の徴収や、『施設管理費』等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められておりません。

当院のウェブサイトに掲載しております「保険外併用療養・給付外料金・個室料」をご確認ください。

第2 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

1 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

特別療養環境室（患者様に室料差額を負担していただく病室）の料金は次のようになっています。なお、保険が適用されませんので、全額自己負担となります。

ご希望の方は、主治医にご相談ください。

種類	料金/1 日	設備
特別室	13,200 円	ソファー、洗面台、バス、トイレ、無料テレビ 無料冷蔵庫
個 室	5,500 円	ソファー、洗面台

5 階病棟 特別室:513 個室:501 502 511 512

6 階病棟 特別室:601 個室:603 605 606 607 608 610

7 階病棟 特別室:701 個室:703 705 706 707 708 710

8 階病棟 特別室:801 個室:803 805 806 807 808 810

2 一般病床数200床以上の病院の初診に関する事項

「初期の治療は地域のかかりつけ医等で、高度・専門医療は病院（200 床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度で、高度・専門医療を行う 200 床以上の病院においては、かかりつけ医等からの紹介状を持たず受診される患者さまに対して診療費とは別に自費負担していただくことが定められています。令和 02 年度の診療報酬改定において、一般病床が 200 床以上の地域医療支援病院は定められた選定療養費を徴収することが義務

付けられ、当院はこれに該当することから「初診時選定療養費(7,700円)」をご負担いただいております。

3 一般病床数200床以上の病院の再診に関する事項

病状が安定し当院から他の病院や診療所(かかりつけ医)を文書で紹介させていただいたにも関わらず、紹介状がなく同じ疾患で当院を再診された方には、その都度「再診時選定療養費3,300円」を保険診療の診察料とは別に患者様にご負担をお願いしています。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合にあっては、この限りではありません。

4 入院期間が180日を超える入院に関する事項

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、原則入院基本料の15%が健康保険給付の対象外(選定療養)となり、患者さんのご負担となります。選定療養に対して患者さんにご負担いただく費用のことを特定療養費といいます。

対象入院料 徴収する費用の額

一般病棟入院基本料(急性期一般入院料 1)1日につき2,783円(税込)

注 同一の疾病又は負傷により、他の保険医療機関から転院された場合にあっては、他の保険医療機関での対象入院料を算定していた期間も通算します。